

労働運動委員会学習交流会

- ◆2月15日(土) 受付13:10 開会13:30
神保町区民館 (3F・A室)
- ◆テーマ「外国人労働者の理解と
ユニオン運動の今後」
- ◆講師 土屋 信三さん
スクラムユニオン・ひろしま

労働運動委員会ニュース No.244 2020年2月9日

発行責任者 宮川 敏一
東京都千代田区神田神保町 2-10 三辰工業ビル 3階
TEL (03) 6380-9960 FAX (03) 6380-9963
E-mail miyakawa@sinsyakai.or.jp



新社会党が取り組む労働相談の集約 「意義はあるのか」 厳しい意見も

新社会党第11回全国一斉労働相談は、12月1日〜14日の日程で取り組み、「新社会党が取り組む労働相談」を街頭でアピールした。取り組み組んだのは11都道府県本部。報告は18都道府県本部。14日間を創意工夫し、街頭宣伝と電話待機など任務分担をしてきた。相談件数の4件はつらい数字だ。

それでも、駅前・街頭で「新社会党を叫び、政党の労働相談をアピール」した。集約では、いろいろな意見が集まった。「地域ユニオンに携わり、併用に疑問がある」「件数もなく取り組みの意義がわからない」「ユニオンは通年労働相談をしている」などが届いた。現実の問題として、受け止める。報告のない県本部も、報告できない事情がある。だとしたら、士気も上がらず、成果も少ない労働相談はやる価値も迫られているのか。その中で成果もある。

新社会党のチラシを持った青年が、東京都本部へ相談（職場のパワハラ）にきた。相談から「ユニオンネットお互いさま」の組合員（団交係争中）となり、中央本部の旗開きにも出席をした。全国からの声を尊重し、労働運動全国幹事会で総括を進める。

第11回全国一斉労働相談取り組み集約

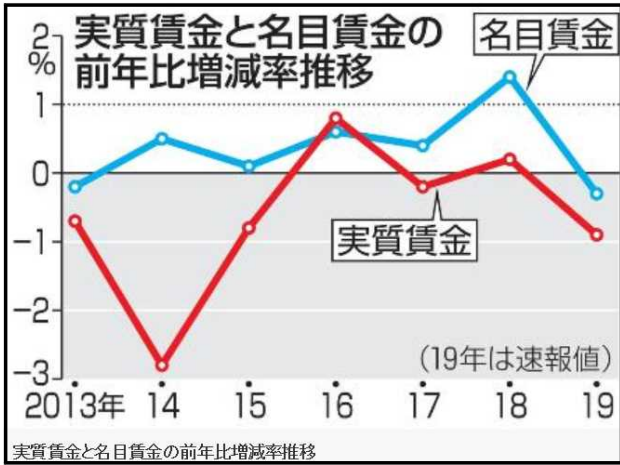
2020年1月25日 新社会党労働運動委員会

都道府県本部	報告	取り組み	配布数	相談箇所	相談日数	相談件数	備考
北海道	1	1	320	1	2	0	占冠地区で取り組んだ。札幌=高齢者が多く休業期は避けている。ユニオンさぼるで労働相談を取り組む。
群馬	1	1	150	1	0	1	相談窓口は常時開けている。相談1件あり。「力になれない内容だった」
埼玉	1	2	300	1	1	0	久喜駅前と川越駅前の2箇所駅前宣伝をした。
千葉	1	1	14,000	1	5	2	8総支部が取り組んだ。相談者は、県本・佐倉総支部など。電話相談で済む範囲で終わった。
東京	1	1	10,000	1	2	1	チラシを持って都本部に来訪（男性34歳）業界新聞で仕事。上司のパワハラ。ユニオンお互いさま組合に加入。団交係争中。
山梨	1	0	0	0	0	0	取り組めなかった。
愛知	1	1	0	0	0	0	十分に取り組めなかった。愛知ユニオンで労働相談を日常的に取り組んでいる。
滋賀	1	0	0	0	0	0	「取り組まなかった」。ユニオンとして外国人労働者の対応で、新社の労働相談に余裕もないし意義も見いだせない。
大阪	1	0	0	0	0	0	取り組めなかった。（天六ユニオンで年間を通じて労働相談をしている。
兵庫	1	0	0	0	0	0	NPO・ユニオンレベルで労働相談を取り組み、党の労働相談を取り組む議論は出てこない。
奈良	1	3	400	1	1	0	ポケットティッシュを挟みチラシ配布をした。受け取りは良かった。フリーダイヤルを使用した。
鳥取	1	0	0	0	0	0	ユニオンで年間を通じて相談を取り組むが「相談がない」ことから「新社会党」でやっても？「懇談会」もあり取り組まなかった。
山口	1	0	0	0	0	0	取り組めなかった。
徳島	1	0	0	0	0	0	取り組んできたが「相談が来ない」ことから、昨年取り組みをやめた。来ないのは連合・労連のフリーダイヤルに対抗できない理由か。
愛媛	1	0	0	0	0	0	取り組めなかった。
長崎	1	0	0	0	0	0	取り組めなかった。
熊本	1	1	2,500	1	14	0	荒尾総支部=学校区で対応した。
鹿児島	1	0	0	0	0	0	次回は頑張る。
合計	18	11	27,670	7	25	4	

実質賃金の引き下げが止まらない 19年は0・9%減・生活苦が増大

厚生労働省が2月7日発表した19年の毎月勤労統計調査（速報、従業員5人以上の事業所）によると、基本給や残業代などを合わせた1人当たりの現金給与総額（名目賃金）は月平均3万2千689円で、前年より0・3%減った。物価の影響を考慮した実質賃金は0・9%減で、大幅なマイナスを記録した。

厚労省は「給与の比較的安いパートタイムで働く人が増えた影響で全体が押し下げられた」と分析しているが、経営者が意識的に有期雇用を増やしてきたことが起因する。資本が進める有期雇用労働者の拡大は、当然にパート労働者の割合を増やしている。データで見ると前年比0・65ポイント上昇（31・53%）させた。



これは、過去最高で、名目賃金の目減りは、実質賃金の引き下げに弾みをかけている。アベノミクスの経済効果は、頓挫した。そのしわ寄せが労働者に直撃する。G7で唯一、実質賃金 downloader 続けるのは日本だけ。このままでは、労働者は生きていけなくなる。

2020年春闘私鉄総連の要求 月例賃金に強くこだわる要求



【月例賃上げ要求】

現行各人基本給を、「定昇相当分(賃金カーブ維持分) 2.0%」
プラス「ベア分(生活維持分+生活回復・向上分) 7,900円」引き上げ

【年間臨時給要求】

- ①2019年度の協定月数を堅持する。
- ②削減を余儀なくされた組合は、回復分を強く要求する。
- ③年間5カ月に満たない組合は、5カ月とする。
- ④協定は、夏冬別途ではなく、年間協定とする。

【産業別最低賃金要求】

- ①各都道府県の「2019年度地域別最低賃金+10%」を求める。
- ②最低水準137,000円を引き上げる。
- ③月額換算に用いる1カ月の労働時間は173.8時間とする。
- ④各都道府県の地域別最低賃金は、原則として本社地を基本とする。
- ⑤協定期間内に地域別最低賃金に変更になった場合、これに準拠させる。

私鉄総連は、20年春闘の①賃金②臨時給③産別最賃委任取り付けの要求を2月7日に全組合が一斉に会社へ提出した。私鉄は、要求3項目を高率のスト権を確立して春闘を闘う。大手組合は単組別交渉を進め、3月中旬の大手集中回答日に備える。